

資料2

川西市国民保護計画 新旧対照表

川西市国民保護計画 新旧対照表

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠																																							
1	<p>第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等</p> <p>1 計画作成にあたっての基本的考え方</p> <p>平成元年に制定された非核平和都市宣言の冒頭に掲げているとおり、世界中の人々が等しく平和な暮らしを心掛けることは、人類共通の願いです。</p> <p>本市においては、この宣言の趣旨に基づいた平和意識の高揚や啓発事業として、平和記念式典に参列するための「市民平和バス」や「かわにし人権・平和展」の開催などを実施するとともに、諸外国が行う「核実験」について抗議文を送付してきました。</p> <p>これらの取組はこれからも続けていかなければならず、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であることは言うまでもありません。</p>	<p>第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等</p> <p>1 計画作成にあたっての基本的考え方</p> <p>平成元年に制定された非核平和都市宣言の冒頭に掲げているとおり、世界中の人々が等しく平和な暮らしを心掛けることは、人類共通の願いです。</p> <p>本市においては、この宣言の趣旨に基づき、市民の平和意識の高揚を図るために、広島の平和祈念式典に参列するための「折り鶴平和大使」派遣事業や「かわにし人権・平和展」などを実施しています。また、諸外国が「核実験」を行ったときには、その都度、抗議文を差し置いて取り組み等も行ってきました。</p>	所管課からの意見に基づく修正																																							
10	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気象</p> <p>本市は、瀬戸内海性気候に属しております、年間を通して温暖な地帯にあり、年平均気温は1.6度前後、最高気温約3.9度、最低気温約マイナス5度、平均湿度65%前後、降水量は年間約1,000mm程度であり、住居環境としての気象条件は恵まれています。</p>	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気象</p> <p>本市は、瀬戸内海性気候に属しております。市消防本部で計測した過去5年間の降水量及び気温の測定結果により、本市における年間降水量は約1,400mm前後、年間平均気温は、15.9℃となっております。</p> <table border="1"> <caption>川西市の降水量及び平均気温</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>降水量 (mm)</th> <th>気温 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>2</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>3</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>4</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>5</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>6</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>7</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>8</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>9</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>10</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>11</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>12</td><td>50.0</td><td>15.0</td></tr> </tbody> </table>	月	降水量 (mm)	気温 (°C)	1	50.0	15.0	2	50.0	15.0	3	50.0	15.0	4	50.0	15.0	5	50.0	15.0	6	50.0	15.0	7	50.0	15.0	8	50.0	15.0	9	50.0	15.0	10	50.0	15.0	11	50.0	15.0	12	50.0	15.0	<p>神戸地方気象台の「兵庫県の地勢・気候」より 消防本部の気象年報(平成24年～28年の1月～12月)のデータより、月平均の降水量と気温を追加。</p> <p>出典：神戸地方気象台 平成28年1月～12月の月別平均値 平成28年の5箇年の月別平均値</p>
月	降水量 (mm)	気温 (°C)																																								
1	50.0	15.0																																								
2	50.0	15.0																																								
3	50.0	15.0																																								
4	50.0	15.0																																								
5	50.0	15.0																																								
6	50.0	15.0																																								
7	50.0	15.0																																								
8	50.0	15.0																																								
9	50.0	15.0																																								
10	50.0	15.0																																								
11	50.0	15.0																																								
12	50.0	15.0																																								

頁	修正前	修正後	根拠																																												
11	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>3 人口</p> <p>本市の人口は、昭和40年代前半から大型団地の開発等により急激に増加し、その後、昭和50年代後半から人口の増加は緩やかになります。平成16年には、市内人口総数は1.6万人を超える、人口密度は約3,000人となっています。 また、年齢区分別構成では15歳未満の若年者の割合が低下し、これに対して65歳以上の老齢層の割合は増加しており、今後とも高齢化が進行していくものと思われます。</p> <p>0年齢構成別人口の推移・推計</p>	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>3 人口</p> <p>平成27年の国勢調査で本市の人口は、156,375人となつております。 人口を年齢別に見ると、15歳未満が総人口に占める割合は13.0%、15～64歳の人口は56.9%、65歳以上は30.1%となつており、老年人口が年少人口を上回っています。 国勢調査における65歳以上の割合は、全国平均は26.6%であり、本市の30.1%は全国平均より3.5ポイント高くなつております。</p> <p>男女別年齢別人口対比表</p> <table border="1"> <caption>男女別年齢別人口対比表</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">男</td> <td>100以上</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>95～99</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>90～94</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>85～89</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>80～84</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>75～79</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>70～74</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>65～69</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>60～64</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>55～59</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">女</td> <td>100以上</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>95～99</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>90～94</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>85～89</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>80～84</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>75～79</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>70～74</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>65～69</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>60～64</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>55～59</td> <td>100.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：昭和35年～平成12年国勢調査、平成11年～平成22年住民基本台帳、外國人登録人口 平成23年～平成34年 市政実績調査 (※年1月1日現在)</p> <p>出典：総務省統計局「平成22年国勢調査結果」 「平成27年国勢調査結果」</p>	性別	年齢	比率	男	100以上	100.0%	95～99	100.1%	90～94	100.0%	85～89	100.1%	80～84	100.0%	75～79	100.1%	70～74	100.0%	65～69	100.1%	60～64	100.0%	55～59	100.1%	女	100以上	100.0%	95～99	100.1%	90～94	100.0%	85～89	100.1%	80～84	100.0%	75～79	100.1%	70～74	100.0%	65～69	100.1%	60～64	100.0%	55～59	100.1%
性別	年齢	比率																																													
男	100以上	100.0%																																													
	95～99	100.1%																																													
	90～94	100.0%																																													
	85～89	100.1%																																													
	80～84	100.0%																																													
	75～79	100.1%																																													
	70～74	100.0%																																													
	65～69	100.1%																																													
	60～64	100.0%																																													
	55～59	100.1%																																													
女	100以上	100.0%																																													
	95～99	100.1%																																													
	90～94	100.0%																																													
	85～89	100.1%																																													
	80～84	100.0%																																													
	75～79	100.1%																																													
	70～74	100.0%																																													
	65～69	100.1%																																													
	60～64	100.0%																																													
	55～59	100.1%																																													

頁	修正前	修正後	根拠
11	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 3 人口</p> <p>なお、本市は大都市近郊の住宅都市として発展してきたことから、平成22年国勢調査でみると、星間人口125,023人、夜間人口156,423人で、星夜間人口比率（夜間人口100人当たりの星間人口）は79.9となっています。</p> <p>平成28年3月末の人口集計表では、川西地区で27,559世帯、58,859人、多田地区で27,656世帯、67,354人、東谷地区で13,862世帯、33,670人の人口分布となっています。</p>	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 3 人口</p> <p>なお、本市は大都市近郊の住宅都市として発展してきたことから、平成22年国勢調査でみると、星間人口125,023人、夜間人口156,423人で、星夜間人口比率（夜間人口100人当たりの星間人口）は79.9となっています。</p> <p>平成28年3月末の人口集計表では、川西地区で27,559世帯、58,859人、多田地区で27,656世帯、67,354人、東谷地区で13,862世帯、33,670人の人口分布となっています。</p>	<p>国勢調査と地区別、年齢別人口集計表と指標が混在しているため修正</p>
14	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 都市計画道路網図 別紙1のとおり</p>	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 都市計画道路網図 別紙1のとおり</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
16	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態 1 武力攻撃事態等の定義</p> <p>(1) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりです。</p>	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態 1 武力攻撃事態等の定義</p> <p>(1) 武力攻撃事態等及び存立危機事態に於ける我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりです。</p>	<p>県国民保護計画の修正 18P (平成28年8月24日修正) 平和安全法制の整備による事態対処法の名称変更に伴うもの</p>

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠																				
17	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等 (2) 武力攻撃事態の類型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事態の類型</th> <th>特 徴、留 意 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ゲリラや特殊部隊による攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>弾道ミサイル攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事態の類型	特 徴、留 意 点	着上陸侵攻	(略)	ゲリラや特殊部隊による攻撃	(略)	弾道ミサイル攻撃	(略)	航空攻撃	(略)	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等 (2) 武力攻撃事態の類型 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事態の類型</th> <th>特 徴、留 意 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ゲリラや特殊部隊による攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>弾道ミサイル攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市域を越える避難は県及び国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待つて対応することを基本とする。</p> <p>このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国的具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めること。</p>	事態の類型	特 徴、留 意 点	着上陸侵攻	(略)	ゲリラや特殊部隊による攻撃	(略)	弾道ミサイル攻撃	(略)	航空攻撃	(略)	<p>県国民保護計画 30P</p>
事態の類型	特 徴、留 意 点																						
着上陸侵攻	(略)																						
ゲリラや特殊部隊による攻撃	(略)																						
弾道ミサイル攻撃	(略)																						
航空攻撃	(略)																						
事態の類型	特 徴、留 意 点																						
着上陸侵攻	(略)																						
ゲリラや特殊部隊による攻撃	(略)																						
弾道ミサイル攻撃	(略)																						
航空攻撃	(略)																						
19	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等 (3) NBC攻撃の場合の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>攻撃の種類</th> <th>特 徴、留 意 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核兵器等</td> <td> <p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	攻撃の種類	特 徴、留 意 点	核兵器等	<p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略)</p>	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等 (3) NBC攻撃の場合の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>攻撃の種類</th> <th>特 徴、留 意 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核兵器等</td> <td> <p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市域を越える避難は県及び国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待つて対応することを基本とする。</p> <p>このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国的具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めること。</p>	攻撃の種類	特 徴、留 意 点	核兵器等	<p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略)</p>	<p>県国民保護計画 の修正 32P (平成28年8月 24日修正) 武力攻撃原子弹 災害時の避難 に係る事項の追加</p>												
攻撃の種類	特 徴、留 意 点																						
核兵器等	<p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略)</p>																						
攻撃の種類	特 徴、留 意 点																						
核兵器等	<p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略)</p>																						

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠
20	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 緊急対処事態の定義 事態対処法第25条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりです。</p>	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 緊急対処事態の定義 事態対処法第22条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりです。</p>	<p>県国民保護計画 の修正 32P (平成28年8月 24日修正) 平和安全法制の 整備による事態 対処法の名称変 更に伴うもの</p>
26	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定（地方）公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携 市は事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、市医師会との連絡体制を確認します。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定（地方）公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携 市は武力攻撃事態等発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機 関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、市医師会との連絡体制を確認 し連携を図るものとします。 また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報セ ンター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。</p>	<p>話題修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																																											
26	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備	新たに協定を締結したため追加																																																																																																																																											
27	<p>4 指定（地方）公共機関等との連携</p> <p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>市は、関係機関及び市内事業所から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図るものとします。</p> <p>【防災に係る応援協定一覧】（広域応援協定は除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名稱</th> <th>相手方</th> <th>協定名稱</th> <th>相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定書</td> <td>尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町</td> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定書</td> <td>尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定</td> <td>川西市消防事業協同組合</td> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定</td> <td>川西市消防事業協同組合</td> </tr> <tr> <td>災害一般薬薬物の取扱運搬に関する協定書</td> <td>川西市消防事業協同組合</td> <td>災害時における相互支援に関する協定</td> <td>千葉県香取市</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書</td> <td>一般社団法人川西建設協会</td> <td>災害時における相互支援に関する協定</td> <td>神奈川県厚木市</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書</td> <td>川西市水道工事業協同組合</td> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>川西市消防事業協同組合</td> </tr> <tr> <td>緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定</td> <td>株式会社ダイエー</td> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>一般社団法人川西建設協会</td> </tr> <tr> <td>災害救助犬の出動に関する協定書</td> <td>特定非営利活動法人 日本レス・協会</td> <td>災害時における生活物資の供給に関する協定書</td> <td>川西市水道工事業協同組合</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書</td> <td>川西市消防團組合</td> <td>緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定書</td> <td>株式会社ダイエー</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書</td> <td>一般社団法人近畿まちづくり協会</td> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>特定非営利活動法人 日本レス・協会</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける緊急測量業務等に関する協定</td> <td>川西市測量業協会</td> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>川西市消防團組合</td> </tr> <tr> <td>川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書</td> <td>公益社団法人近畿まちづくり協会</td> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>一般社団法人近畿まちづくり協会</td> </tr> <tr> <td>緊急時ににおける緊急測量業務等に関する協定</td> <td>兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会</td> <td>災害時における緊急測量業務等に関する協定</td> <td>川西市測量業協会</td> </tr> <tr> <td>緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定</td> <td>セシカートン(株)</td> <td>川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書</td> <td>公益社団法人隊友会</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定</td> <td>兵庫県環境事業商工組合</td> <td>緊急時ににおけるプロパンガス等の罐体に関する協定</td> <td>兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定</td> <td>セシカートン(株)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定</td> <td>兵庫県環境事業商工組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>災害時ににおける支援協力に関する協定</td> <td>イナンリテーグル株式会社</td> </tr> </tbody> </table>	協定名稱	相手方	協定名稱	相手方	災害応急対策活動の相互支援に関する協定書	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町	災害応急対策活動の相互支援に関する協定書	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	川西市消防事業協同組合	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	川西市消防事業協同組合	災害一般薬薬物の取扱運搬に関する協定書	川西市消防事業協同組合	災害時における相互支援に関する協定	千葉県香取市	災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人川西建設協会	災害時における相互支援に関する協定	神奈川県厚木市	災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	川西市水道工事業協同組合	災害時における応急対策業務等に関する協定書	川西市消防事業協同組合	緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定	株式会社ダイエー	災害時における応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人川西建設協会	災害救助犬の出動に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レス・協会	災害時における生活物資の供給に関する協定書	川西市水道工事業協同組合	災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	川西市消防團組合	緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定書	株式会社ダイエー	災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人近畿まちづくり協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レス・協会	災害時ににおける緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	川西市消防團組合	川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人近畿まちづくり協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人近畿まちづくり協会	緊急時ににおける緊急測量業務等に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会	災害時における緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会	緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定	セシカートン(株)	川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会	災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	緊急時ににおけるプロパンガス等の罐体に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会			緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定	セシカートン(株)			災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合			災害時ににおける支援協力に関する協定	イナンリテーグル株式会社	<p>4 指定（地方）公共機関等との連携</p> <p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>市は、関係機関及び市内事業所から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図るものとします。</p> <p>【防災に係る応援協定一覧】（広域応援協定は除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名稱</th> <th>相手方</th> <th>協定名稱</th> <th>相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定書</td> <td>尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町</td> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定書</td> <td>尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定</td> <td>川西市消防事業協同組合</td> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定</td> <td>川西市消防事業協同組合</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互支援に関する協定</td> <td>千葉県香取市</td> <td>災害時における相互支援に関する協定</td> <td>神奈川県厚木市</td> </tr> <tr> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>一般社団法人川西建設協会</td> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>川西市消防事業協同組合</td> </tr> <tr> <td>緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定</td> <td>株式会社ダイエー</td> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>一般社団法人川西建設協会</td> </tr> <tr> <td>災害救助犬の出動に関する協定書</td> <td>特定非営利活動法人 日本レス・協会</td> <td>災害時における生活物資の供給に関する協定書</td> <td>川西市水道工事業協同組合</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書</td> <td>川西市消防團組合</td> <td>緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定書</td> <td>株式会社ダイエー</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書</td> <td>一般社団法人近畿まちづくり協会</td> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>特定非営利活動法人 日本レス・協会</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける緊急測量業務等に関する協定</td> <td>川西市測量業協会</td> <td>災害時における応急対策業務等に関する協定書</td> <td>川西市消防團組合</td> </tr> <tr> <td>川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書</td> <td>公益社団法人近畿まちづくり協会</td> <td>災害時における緊急測量業務等に関する協定</td> <td>一般社団法人近畿まちづくり協会</td> </tr> <tr> <td>緊急時ににおける緊急測量業務等に関する協定</td> <td>兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会</td> <td>災害時における緊急測量業務等に関する協定</td> <td>川西市測量業協会</td> </tr> <tr> <td>緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定</td> <td>セシカートン(株)</td> <td>川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書</td> <td>公益社団法人隊友会</td> </tr> <tr> <td>災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定</td> <td>兵庫県環境事業商工組合</td> <td>緊急時ににおけるプロパンガス等の罐体に関する協定</td> <td>兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定</td> <td>セシカートン(株)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定</td> <td>兵庫県環境事業商工組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>災害時ににおける支援協力に関する協定</td> <td>イナンリテーグル株式会社</td> </tr> </tbody> </table>	協定名稱	相手方	協定名稱	相手方	災害応急対策活動の相互支援に関する協定書	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町	災害応急対策活動の相互支援に関する協定書	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	川西市消防事業協同組合	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	川西市消防事業協同組合	災害時における相互支援に関する協定	千葉県香取市	災害時における相互支援に関する協定	神奈川県厚木市	災害時における応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人川西建設協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	川西市消防事業協同組合	緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定	株式会社ダイエー	災害時における応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人川西建設協会	災害救助犬の出動に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レス・協会	災害時における生活物資の供給に関する協定書	川西市水道工事業協同組合	災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	川西市消防團組合	緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定書	株式会社ダイエー	災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人近畿まちづくり協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レス・協会	災害時ににおける緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	川西市消防團組合	川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人近畿まちづくり協会	災害時における緊急測量業務等に関する協定	一般社団法人近畿まちづくり協会	緊急時ににおける緊急測量業務等に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会	災害時における緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会	緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定	セシカートン(株)	川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会	災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	緊急時ににおけるプロパンガス等の罐体に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会			緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定	セシカートン(株)			災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合			災害時ににおける支援協力に関する協定	イナンリテーグル株式会社
協定名稱	相手方	協定名稱	相手方																																																																																																																																											
災害応急対策活動の相互支援に関する協定書	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町	災害応急対策活動の相互支援に関する協定書	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町																																																																																																																																											
災害応急対策活動の相互支援に関する協定	川西市消防事業協同組合	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	川西市消防事業協同組合																																																																																																																																											
災害一般薬薬物の取扱運搬に関する協定書	川西市消防事業協同組合	災害時における相互支援に関する協定	千葉県香取市																																																																																																																																											
災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人川西建設協会	災害時における相互支援に関する協定	神奈川県厚木市																																																																																																																																											
災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	川西市水道工事業協同組合	災害時における応急対策業務等に関する協定書	川西市消防事業協同組合																																																																																																																																											
緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定	株式会社ダイエー	災害時における応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人川西建設協会																																																																																																																																											
災害救助犬の出動に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レス・協会	災害時における生活物資の供給に関する協定書	川西市水道工事業協同組合																																																																																																																																											
災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	川西市消防團組合	緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定書	株式会社ダイエー																																																																																																																																											
災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人近畿まちづくり協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レス・協会																																																																																																																																											
災害時ににおける緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	川西市消防團組合																																																																																																																																											
川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人近畿まちづくり協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人近畿まちづくり協会																																																																																																																																											
緊急時ににおける緊急測量業務等に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会	災害時における緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会																																																																																																																																											
緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定	セシカートン(株)	川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会																																																																																																																																											
災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	緊急時ににおけるプロパンガス等の罐体に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会																																																																																																																																											
		緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定	セシカートン(株)																																																																																																																																											
		災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合																																																																																																																																											
		災害時ににおける支援協力に関する協定	イナンリテーグル株式会社																																																																																																																																											
協定名稱	相手方	協定名稱	相手方																																																																																																																																											
災害応急対策活動の相互支援に関する協定書	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町	災害応急対策活動の相互支援に関する協定書	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町、山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町																																																																																																																																											
災害応急対策活動の相互支援に関する協定	川西市消防事業協同組合	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	川西市消防事業協同組合																																																																																																																																											
災害時における相互支援に関する協定	千葉県香取市	災害時における相互支援に関する協定	神奈川県厚木市																																																																																																																																											
災害時における応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人川西建設協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	川西市消防事業協同組合																																																																																																																																											
緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定	株式会社ダイエー	災害時における応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人川西建設協会																																																																																																																																											
災害救助犬の出動に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レス・協会	災害時における生活物資の供給に関する協定書	川西市水道工事業協同組合																																																																																																																																											
災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	川西市消防團組合	緊急時ににおける生活物資の供給に関する協定書	株式会社ダイエー																																																																																																																																											
災害時ににおける応急対策業務等に関する協定書	一般社団法人近畿まちづくり協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レス・協会																																																																																																																																											
災害時ににおける緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	川西市消防團組合																																																																																																																																											
川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人近畿まちづくり協会	災害時における緊急測量業務等に関する協定	一般社団法人近畿まちづくり協会																																																																																																																																											
緊急時ににおける緊急測量業務等に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会	災害時における緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会																																																																																																																																											
緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定	セシカートン(株)	川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会																																																																																																																																											
災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	緊急時ににおけるプロパンガス等の罐体に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北淡支部川西地区会																																																																																																																																											
		緊急時ににおけるダンボール製品の確保に関する協定	セシカートン(株)																																																																																																																																											
		災害時ににおける廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合																																																																																																																																											
		災害時ににおける支援協力に関する協定	イナンリテーグル株式会社																																																																																																																																											

頁	修正前	修正後	根拠
29	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第3節 市民に期待される取組等	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第3節 市民に期待される取組等	県国民保護計画 44P
39	1 市民との連携・支援 (1) 市民との連携 市は、県と協力しながら、市民に対し共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、地域における自主的な活動への支援に努めます。また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、社会福祉協議会、商工会等の団体等との連携に努めます。	2 市民との連携・支援 (1) 市民との連携 市は、県と協力しながら、市民に対し共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、地域における自主的な活動への支援に努めます。また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、社会福祉協議会、商工会等の団体等との連携に努めます。	
41	1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。	2 第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の準備 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。	語句修正
	3 第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。	4 第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の準備 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。	語句修正
	4 第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。	4 第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の準備 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。	○ 輸送力に関する情報 ①保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員 ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
	5 第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。	5 第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の準備 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。	○ 輸送施設に関する情報 ①道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など) ②鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など) ③港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など) ④飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など) ⑤ヘリポート(ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など)

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠																																																																
42	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等</p> <p>市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとします。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等</p> <p>市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとします。</p>	<p>県地域防災計画 (資料編) 平成27年修正 P.43</p>																																																																
43	<p>【市内ヘリコプター臨時離着陸場適地】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>0 5 9</th> <th>3 2 6</th> <th>3 3 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 在 地</td> <td>東久代 1 - 1 4</td> <td>国崎字小路 1 3</td> <td>出在家町 2 3 - 5</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>東久代運動公園</td> <td>国崎クリッパタ多目的広場</td> <td>緑名川河川防災ステーション</td> </tr> <tr> <td>管 理 者</td> <td>川西市長</td> <td>川西市長</td> <td>川西市民</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>072-740-0111</td> <td>072-759-0119</td> <td>072-740-1145</td> </tr> <tr> <td>最大対応機種</td> <td>川崎 CH-47J</td> <td>アエロスパシアル AS332L1</td> <td>川崎 CH-47J</td> </tr> <tr> <td>敷地の広さ (延長×幅)</td> <td>600m×150m</td> <td>110m×72m</td> <td>600m×150m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27m×26m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東久代運動公園及び緑名川河川防災ステーションの使用にあたっては、大阪空港事務所との協議が必要。</p>	番 号	0 5 9	3 2 6	3 3 4	所 在 地	東久代 1 - 1 4	国崎字小路 1 3	出在家町 2 3 - 5	名 称	東久代運動公園	国崎クリッパタ多目的広場	緑名川河川防災ステーション	管 理 者	川西市長	川西市長	川西市民	連絡先	072-740-0111	072-759-0119	072-740-1145	最大対応機種	川崎 CH-47J	アエロスパシアル AS332L1	川崎 CH-47J	敷地の広さ (延長×幅)	600m×150m	110m×72m	600m×150m				27m×26m	<p>【市内ヘリコプター臨時離着陸場適地】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>0 5 9</th> <th>3 2 6</th> <th>3 3 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 在 地</td> <td>東久代 1 - 1 4</td> <td>国崎字小路 1 3</td> <td>出在家町 2 3 - 5</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>東久代運動公園</td> <td>国崎クリッパタ多目的広場</td> <td>緑名川河川防災ステーション</td> </tr> <tr> <td>管 理 者</td> <td>川西市長</td> <td>川西市長</td> <td>川西市民</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>072-740-1145</td> <td>072-759-0119</td> <td>072-740-1145</td> </tr> <tr> <td>最大対応機種</td> <td>川崎 CH-47J</td> <td>アエロスパシアル AS332L1</td> <td>川崎 CH-47J</td> </tr> <tr> <td>敷地の広さ (延長×幅)</td> <td>600m×150m</td> <td>110m×72m</td> <td>600m×150m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27m×26m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東久代運動公園及び緑名川河川防災ステーションの使用にあたっては、大阪空港事務所を使用します。</p>	番 号	0 5 9	3 2 6	3 3 4	所 在 地	東久代 1 - 1 4	国崎字小路 1 3	出在家町 2 3 - 5	名 称	東久代運動公園	国崎クリッパタ多目的広場	緑名川河川防災ステーション	管 理 者	川西市長	川西市長	川西市民	連絡先	072-740-1145	072-759-0119	072-740-1145	最大対応機種	川崎 CH-47J	アエロスパシアル AS332L1	川崎 CH-47J	敷地の広さ (延長×幅)	600m×150m	110m×72m	600m×150m				27m×26m	<p>関係機関の意見 に基づく修正</p>
番 号	0 5 9	3 2 6	3 3 4																																																																
所 在 地	東久代 1 - 1 4	国崎字小路 1 3	出在家町 2 3 - 5																																																																
名 称	東久代運動公園	国崎クリッパタ多目的広場	緑名川河川防災ステーション																																																																
管 理 者	川西市長	川西市長	川西市民																																																																
連絡先	072-740-0111	072-759-0119	072-740-1145																																																																
最大対応機種	川崎 CH-47J	アエロスパシアル AS332L1	川崎 CH-47J																																																																
敷地の広さ (延長×幅)	600m×150m	110m×72m	600m×150m																																																																
			27m×26m																																																																
番 号	0 5 9	3 2 6	3 3 4																																																																
所 在 地	東久代 1 - 1 4	国崎字小路 1 3	出在家町 2 3 - 5																																																																
名 称	東久代運動公園	国崎クリッパタ多目的広場	緑名川河川防災ステーション																																																																
管 理 者	川西市長	川西市長	川西市民																																																																
連絡先	072-740-1145	072-759-0119	072-740-1145																																																																
最大対応機種	川崎 CH-47J	アエロスパシアル AS332L1	川崎 CH-47J																																																																
敷地の広さ (延長×幅)	600m×150m	110m×72m	600m×150m																																																																
			27m×26m																																																																
	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>7 医療体制の整備</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>7 医療体制の整備</p>	<p>市は、民間の医療機関を含む区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図るものとします。</p>																																																																

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠
44	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>8 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握することとともに、県との連絡体制を整備することとします。</p> <p>また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置のあり方について定めるものとします。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>8 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の定義（法102-）</p> <p><u>生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であつて、政令で定めているものをいう。</u></p> <p>① <u>国民生活に關連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（送電所、浄水施設等）</u></p> <p>② <u>その安全を確保しなければ周辺の地盤に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）</u></p> <p>(2) 生活関連等施設の把握等</p> <p>市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握することとともに、県との連絡体制を整備することとします。</p> <p>また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとします。</p>	<p>県国民保護計画 66P</p>

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠
58	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	平成29年度の機構改革による変更
59	1 市対策本部の設置 （3）市対策本部各部の組織構成及び機能 ウ 対策本部各部の構成及び事務分掌（地区対策部は別記）	1 市対策本部の設置 （3）市対策本部の組織構成及び機能 ウ 対策本部各部の構成及び事務分掌（地区対策部は別記）	担当行政組織
60	部 名 班 名 事 務 分 掌	部 名 班 名 事 務 分 掌	担当行政組織
61	地区対策部 （市民生活部長） 庶務班	地区対策部 （市民生活部長） 庶務班	<p>1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち避難所にかかる事務、被災者処理及びほかに必要な事務、寝具、寝袋、寝具修理及び洗濯等の他食事の調理、改修、寝具、寝袋の配布等の作業を実施する事務に係る事務処理に係る事務を委託する。 3 避難所及び避難所の状況のとりまとめ及び報告に係る事務。 4 市内離工業者の被害調査に賛同すること。</p> <p>※各地区には地区対策部長が指名する地区対策部長を置く。</p>
			<p>1 地区における避難人員、被害状況のとりまとめ及び報告に賛同すること。 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に賛同すること。 3 部内各部との連絡調整に関すること。</p>
			<p>1 地区における初期の段階の役割の概要を綴述すること。</p>
			<p>1 避難所の設営及び撤収に賛同すること。 2 避難者の搬入の支援に賛同すること。 3 避難所に賛同すること。 4 その他の避難所に関すること。</p>
			健康福祉部
	福祉部 （健康福祉部長） 庶務班	福祉部 （健康福祉部長） 庶務班	（略）

1 市対策本部の設置
（3）市対策本部各部の構成及び機能
ウ 対策本部各部の構成及び事務分掌（地区対策部は別記）

部 名	班 名	事 務 分 掌	担当行政組織
地区対策部 （市民生活部長） 庶務班		<p>1 災害救助法に基づく救助のうち避難所にかかる事務、被災者処理及びほかに必要な事務、寝具、寝袋、寝具修理及び洗濯等の他食事の調理、改修、寝具、寝袋の配布等の作業を実施する事務に係る事務処理に係る事務を委託する。 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に係る事務。 3 避難所及び避難所の状況のとりまとめ及び報告に係る事務。 4 市内離工業者の被害調査に賛同すること。</p> <p>※各地区には地区対策部長が指名する地区対策部長を置く。</p>	市民生活部 総合政策部 総務部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 二級官舎推進部 教育推進部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

	避難部 (市民生活 部長)	市民生活部 施設班	1 本部及び部内各班との連絡調整に關すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち避難所にかかる事務処理及び焼き出しその他の食品の給与、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に關すること。 3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に關すること。	市民生活部 避難部 (市民生活 部長)	避難部 (市民生活 部長)	1 避難所の設営及び撤収に關すること。 2 避難者の添護に關すること。 3 避難者の世話に關すること。 4 その他避難所に關すること。 5 市内商工業者の被害調査に關すること。	避難部 (市民生活 部長)
	教育部 (教育推進 部長)	教育推進部 庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に關すること。 2 県教育委員会等関係機関への報告に關すること。 3 教育施設の使用に關すること。 4 部内の施設に關すること。 5 災害救助法に基づく学用品の給与にかかる事務処理に關すること。	教育推進部 庶務班 (教育推進 部長)	教育推進部 庶務班 (教育推進 部長)	1 本部及び部内各班との連絡調整に關すること。 2 県教育委員会等関係機関への報告に關すること。 3 教育施設の使用に關すること。 4 部内の施設に關すること。 5 災害救助法に基づく学用品の給与にかかる事務処理に關すること。	教育推進部 (教育推進 部長)
	教育部 (教育推進 部長)	指導班	1 非常時における教育機関の運営その他の指導に關すること。 2 教職員、児童生徒の被審査に關すること。 3 災害救助法に基づき、学用品の給与を行うこと。 (被災物資の配分を除く)。	教育部 (教育推進 部長)	指導班 (教育推進 部長)	1 非常時における教育機関の運営その他の指導に關すること。 2 教職員、児童生徒の被審査に關すること。 3 災害救助法に基づき、学用品の給与を行うこと。 (被災物資の配分を除く)。	指導班 (教育推進 部長)
	応援部 (市議会 事務局長)	応援班	1 他部の応援に關すること。	市議会事務局 応援部 (市議会 事務局長)	応援班	1 他部の応援に關すること。	市議会事務局 応援部 (市議会 事務局長)

* 連営については、川西市国民保険対策本部要綱で定めるものとします。

* 各部局は、保継措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行なうことをします。

* 条中()内注釈記載による略名

* 連営については、川西市災害対策本部設置要綱で定めるところにより実施。

* 各部局は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行なうこととします。

頁 62	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置 1 市対策本部の設置 (5) 地区対策部の設置	修正前		修正後		根拠 平成29年度の機構改革による変更									
		第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置 (5) 地区対策部の設置													
[地区対策部の構成及び事務分掌]															
[地区対策部の構成及び事務分掌]															
部名	班名	所掌事務	担当行政組織	部名	班名	所掌事務									
地区対策部 (キセラ川西整備部)	庶務班	1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関すること。 2 地区内における配属人員、被審状況のとりまとめ及び報告に關すること。 3 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に關すること。 4 部内各班との連絡調整に關すること。	キセラ川西整備部 総合政策部 港務部 市民生活部 健康福祉部 都市政策部 みどり士木部 教育推進部 墨学寮管理委員会事務局 監査委員会事務局	地区対策部 (市民生活部) ・南地区 ・中央地区 ・明峰地区 ・多田地区 ・片桐地区 ・條谷地区 ・川西整備部 ・けやき坂 ・東谷地区 ・北陵地区 ・対策部	庶務班	1 本部及び各地区対策部との連絡調整に關すること。 2 緊急救助活動に於ける配属のうち、避難所にかかる資源整理及び出しその他必要な物品の添付、保管、登録、その他の生活必需品の給与又は貸与にかかる手続処理に關すること。 3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に關すること。 4 市内商工系者の被皆調査に關すること。	1 地区における配置人員、被審状況のとりまとめ及び報告に關すること。 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に關すること。 3 部内各班との連絡調整に關すること。								
	地区対策部 (キセラ川西整備部)	1 地区内における初期の取扱の被審の概要を調査すること。 2 避難所の設営及び撤収に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。	地区対策部 総括部 (市民生活部) ・多田地区 ・対策部 ・絆合地区 ・対策部 ・河和台地区 ・片桐地区 ・けやき坂 ・東谷地区 ・北陵地区 ・対策部		地区対策部 旅務班	1 地区における配置人員、被審状況のとりまとめ及び報告に關すること。 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に關すること。 3 部内各班との連絡調整に關すること。									
	地区対策部 (キセラ川西整備部)	1 地区内における初期の取扱の被審の概要を調査すること。 2 避難所の設営及び撤収に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。	地区対策部 総括部 (市民生活部) ・多田地区 ・対策部 ・絆合地区 ・対策部 ・河和台地区 ・けやき坂 ・東谷地区 ・北陵地区 ・対策部		地区対策部 活動班	1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。									
	地区対策部 (キセラ川西整備部)	1 地区内における初期の取扱の被審の概要を調査すること。 2 避難所の設営及び撤収に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。	地区対策部 総括部 (市民生活部) ・多田地区 ・対策部 ・絆合地区 ・対策部 ・河和台地区 ・けやき坂 ・東谷地区 ・北陵地区 ・対策部		地区対策部 活動班	1 避難所の設営及び撤収に關すること。 2 避難者の支援に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。									
	地区対策部 (キセラ川西整備部)	1 地区内における初期の取扱の被審の概要を調査すること。 2 避難所の設営及び撤収に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。	地区対策部 総括部 (市民生活部) ・多田地区 ・対策部 ・絆合地区 ・対策部 ・河和台地区 ・けやき坂 ・東谷地区 ・北陵地区 ・対策部		地区対策部 活動班	1 避難所の設営及び撤収に關すること。 2 避難者の支援に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。									
	地区対策部 (キセラ川西整備部)	1 地区内における初期の取扱の被審の概要を調査すること。 2 避難所の設営及び撤収に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。	地区対策部 総括部 (市民生活部) ・多田地区 ・対策部 ・絆合地区 ・対策部 ・河和台地区 ・けやき坂 ・東谷地区 ・北陵地区 ・対策部		地区対策部 活動班	1 避難所の設営及び撤収に關すること。 2 避難者の支援に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。									
	地区対策部 (キセラ川西整備部)	1 地区内における初期の取扱の被審の概要を調査すること。 2 避難所の設営及び撤収に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。	地区対策部 総括部 (市民生活部) ・多田地区 ・対策部 ・絆合地区 ・対策部 ・河和台地区 ・けやき坂 ・東谷地区 ・北陵地区 ・対策部		地区対策部 活動班	1 避難所の設営及び撤収に關すること。 2 避難者の支援に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。									
	地区対策部 (キセラ川西整備部)	1 地区内における初期の取扱の被審の概要を調査すること。 2 避難所の設営及び撤収に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。	地区対策部 総括部 (市民生活部) ・多田地区 ・対策部 ・絆合地区 ・対策部 ・河和台地区 ・けやき坂 ・東谷地区 ・北陵地区 ・対策部		地区対策部 活動班	1 避難所の設営及び撤収に關すること。 2 避難者の支援に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。									
	地区対策部 (キセラ川西整備部)	1 地区内における初期の取扱の被審の概要を調査すること。 2 避難所の設営及び撤収に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。	地区対策部 総括部 (市民生活部) ・多田地区 ・対策部 ・絆合地区 ・対策部 ・河和台地区 ・けやき坂 ・東谷地区 ・北陵地区 ・対策部		地区対策部 活動班	1 避難所の設営及び撤収に關すること。 2 避難者の支援に關すること。 3 避難者の支援に關すること。 4 その他避難所に關すること。									

頁	修正前	修正後	根拠																				
64 第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	市地域防災計画 地震対策計画編 77P																				
2 職員の動員の実施 (1) 職員の動員体制 (略)	[配備の種類及び発令基準] 【配備の種類及び発令基準】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>発令基準</th> <th>発令基準</th> <th>配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備</td> <td> ① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入手し対応が必要なとき。 ② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき。 ③ 市長が必要と認めるとき。 </td> <td> ① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入手し対応が必要なとき。 ② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき。 ③ 市長が必要と認めるとき。 </td> <td> 特定の部署等においてあらかじめ定められた少數の人員を配備して情報収集、伝達にあたる体制 </td></tr> <tr> <td>第1号配備</td> <td> ① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき。 ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき。 ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき。 </td> <td> ① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき。 ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき。 ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき。 </td> <td> 各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制 </td></tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき。</td> <td>市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき。</td> <td>所属人全員を配備し、応急対策にあたる体制</td></tr> <tr> <td>特別配備</td> <td>市内で武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき。</td> <td>武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき。</td> <td>部によつて人員が異なる配備体制又は特別班の編制などの都度指令する体制</td></tr> </tbody> </table>	配備体制	発令基準	発令基準	配備	警戒配備	① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入手し対応が必要なとき。 ② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき。 ③ 市長が必要と認めるとき。	① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入手し対応が必要なとき。 ② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき。 ③ 市長が必要と認めるとき。	特定の部署等においてあらかじめ定められた少數の人員を配備して情報収集、伝達にあたる体制	第1号配備	① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき。 ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき。 ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき。	① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき。 ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき。 ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき。	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制	第2号配備	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき。	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき。	所属人全員を配備し、応急対策にあたる体制	特別配備	市内で武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき。	武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき。	部によつて人員が異なる配備体制又は特別班の編制などの都度指令する体制	[配備の種類及び発令基準] 【配備の種類及び発令基準】
配備体制	発令基準	発令基準	配備																				
警戒配備	① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入手し対応が必要なとき。 ② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき。 ③ 市長が必要と認めるとき。	① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入手し対応が必要なとき。 ② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき。 ③ 市長が必要と認めるとき。	特定の部署等においてあらかじめ定められた少數の人員を配備して情報収集、伝達にあたる体制																				
第1号配備	① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき。 ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき。 ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき。	① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき。 ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき。 ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき。	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制																				
第2号配備	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき。	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき。	所属人全員を配備し、応急対策にあたる体制																				
特別配備	市内で武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき。	武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき。	部によつて人員が異なる配備体制又は特別班の編制などの都度指令する体制																				

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠
88	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第5章 住民の避難</p> <p>4 避難にあたって留意すべき事項</p> <p>(2) 事態の類型に応じた留意事項</p> <p>ウ 着上陸侵攻の場合</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第5章 住民の避難</p> <p>4 避難にあたって留意すべき事項</p> <p>(2) 事態の類型に応じた留意事項</p> <p>ウ 着上陸侵攻の場合</p> <p>(略)</p> <p>工 航空攻撃の場合</p> <p>急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せず、市内避難者が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取ることとします。</p> <p>オ 武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>(1) 市長は、県対策本部及び県防災本部における専門的な分析を踏まえて、出される避難指置の指示を受けて、避難の指示を行うこととします。</p> <p>(2) 事態の推移等に応じ必要があると認めたときは、緊急時防護措置を準備する区域（U.P.Z）に相当する地域と同様の指置（まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるとときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示します。</p> <p>(3) 屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意することとします。</p> <p>カ NBC攻撃の場合</p> <p>市長は、消防機関及び県警察等の避難誘導をする者に防護服を着用させること、安全を図るために措置を講ずるよう努めることとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずることとします。</p>	<p>県国民保護計画の修正 117P (平成28年8月24日修正)</p> <p>武力攻撃原子力災害時等の避難に係る事項の追加</p>

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠
88	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第5章 住民の避難</p> <p>4 避難にあたって留意すべき事項</p> <p>(2) 事態の類型に応じた留意事項 (略)</p> <p>【NB】攻撃における避難の留意点】</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第5章 住民の避難</p> <p>4 避難にあたって留意すべき事項</p> <p>(2) 事態の類型に応じた留意事項 (略)</p> <p>【NB】攻撃における避難の留意点】</p>	<p>県国民保護計画 118P</p>

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠
92	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	平成29年3月31日付府政防第316号「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部改正について(通知)」による
93	第6章 救援	第6章 救援	
94	第1節 救援の実施	第1節 救援の実施	
95	(2) 救援の実施及び補助	(2) 救援の実施及び補助	
	【救援の程度及び基準】	【救援の程度及び基準】	
	費用の限度額	費用の限度額	
	・長期避難住宅 1 設置費	・長期避難住宅 1 設置費	
	(2) 限度額 1戸当たり 2,660,000円以内	(2) 限度額 1戸当たり 2,652,000円以内	
	・応急仮設住宅の設置	・応急仮設住宅の設置	
	2 限度額 1戸当たり 2,660,000円以内	2 限度額 1戸当たり 2,652,000円以内	
	・炊き出しその他による食品の給与	・炊き出しその他による食品の給与	
	1人1日当たり 1,110円以内	1人1日当たり 1,130円以内	
	・被服・寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	・被服・寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	
	3人世帯 冬季 55,000円	3人世帯 冬季 54,900円	
	4人世帯 冬季 64,300円	4人世帯 冬季 64,200円	
	5人世帯 夏季 53,000円、冬季 80,900円	5人世帯 夏季 52,900円、冬季 80,800円	
	・埋葬及び火葬	・埋葬及び火葬	
	1体当たり 大人 210,400円以内 小人 168,300円以内	1体当たり 大人 210,200円以内 小人 168,100円以内	
	・武力攻撃災害を受けた住宅の応急処理	・武力攻撃災害を受けた住宅の応急処理	
	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分	
	1世帯当たり 576,000円以内	1世帯当たり 574,000円以内	
	・学用品の給与	・学用品の給与	
	1人当たり 小学校児童 4,300円 中学生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	1人当たり 小学校児童 4,400円 中学生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	
	・障害物の除去	・障害物の除去	
	1世帯当たり 134,800円以内	1世帯当たり 135,100円以内	

頁	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援 第2節 救援の実施方法	修 正 前	修 正 後	根 拠
99	1 収容施設の供与 (1) 避難所 ア (略)	イ 避難所の運営 (7) 避難所の運営については、別に定める「川西市避難所管理運営マニュアル」に基づき迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て、要配慮者に配慮しつつ円滑な運営に努めます。 (f) (略) (g) 避難所全体の管理及び運営は、避難部が行います。	イ 避難所の運営 (7) 避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営マニュアル」に基づく避難所運営マニュアルにより、迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て、要配慮者に配慮しつつ円滑な運営に努めます。 (f) (g) (略)	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援 第2節 救援の実施方法
109	9 学用品の給与 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して学用品を給与します。 給与にあたっては、被害の実情に応じて、学校長に報告を求め、学校別、学年別に教材・学用品等の必要数量を速やかに把握し、県に報告するとともに、その指示に基づき調達し、各校に配分することとします。	イ 避難所の運営 (7) 避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営マニュアル」に基づく避難所運営マニュアルにより、迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て、要配慮者に配慮しつつ円滑な運営に努めます。 (f) 避難所全体の管理及び運営は、避難部が行います。	イ 避難所の運営 市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であつて、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置します。	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援 第2節 救援の実施方法

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠
132	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第8章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃災害への対処(法 105)</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたときは又は内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣、知事から通知を受けたときは、区域を所轄する消防機関に連絡します。</p> <p>イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣、県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨を知事及びこれらの大臣等に通報します。</p> <p>(7) 実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣</p> <p>(イ) 試験研究用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第8章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃災害への対処(法 105)</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたときは又は内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣、知事から通知を受けたときは、区域を所轄する消防機関に連絡します。</p> <p>イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣、県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨を知事及びこれらの大臣等に通報します。</p> <p>(7) 実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣</p> <p>(イ) 試験研究用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣</p>	<p>県国民保護計画 159P</p>

頁	修 正 前	修 正 後	根 拠
140	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第9章 被災情報の収集・報告及び情報提供</p> <p>4 被災状況等の調査</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第9章 被災情報の収集・報告及び情報提供</p> <p>4 被災状況等の調査</p>	<p>平成29年度の機構改革による変更</p>
153	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第10章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第10章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。</p>	<p>指針の改定とともに、平成17年に策定された水害廃棄物対策指針と統合されたため。</p>

頁	第 1 章 市民生活の安定に関する措置	修 正 前	修 正 後	根 拠
156	2 避難住民等の生活安定等	第 11 章 市民生活の安定に関する措置 2 避難住民等の生活安定等	第 11 章 市民生活の安定に関する措置 2 避難住民等の生活安定等	県国民保護計画 の修正 138P (平成 28 年 8 月 24 日修正)
	(1) 被災児童生徒等に対する教育	市教委員会は、県教委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じます。	(1) 被災児童生徒等に対する教育	市教委員会は、県教委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じます。
167	資料編 (新規)	資料編 川西市災害対策本部設置要綱を追加 要綱については別紙 2 のとおり	資料編 【災害医療コードィネーター】 災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が兵庫県知事に委嘱され、災害発生時に院内調整や自主判断による兵庫 D.M.A.T 等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫 D.M.A.T 及び救援班の派遣及び受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。	職員の配備体制 の根拠資料を資料編の冒頭に追加 關係機關の意見 に基づく修正
168	資料編 (新規)	資料編 さ行 【災害医療コードィネーター】 災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が兵庫県知事に委嘱され、災害発生時に院内調整や自主判断による兵庫 D.M.A.T 等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫 D.M.A.T 及び救援班の派遣及び受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。	資料編 さ行 【災害医療コードィネーター】 災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が兵庫県知事に委嘱され、災害発生時に院内調整や自主判断による兵庫 D.M.A.T 等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫 D.M.A.T 及び救援班の派遣及び受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。	資料編 用語の追加
170	資料編 (新規)	資料編 た行 【D.P.A.T】 自然災害や航空機事故などの大規模災害等の後に被災者や支援者に対して、被災地域の都道府県の支援要請により、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な技術・能力を有する災害派遣精神医療チーム	資料編 た行 【D.P.A.T】 自然災害や航空機事故などの大規模災害等の後に被災者や支援者に対して、被災地域の都道府県の支援要請により、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な技術・能力を有する災害派遣精神医療チーム	用語の追加

頁	資料編 修正前	資料編 修正後	根拠 用語の追加																								
170	た行 (新規) 【DMAIT】 災害拠点病院において、国のDMAIT構成研修を受けた者でチームを作り、災害の急性期(概ね48時間以内)に活動的に活動し、病院支援、域内搬送、現場活動、広域医療搬送等の活動を行う災害派遣医療チーム。	た行 【DMAIT】 災害拠点病院において、国のDMAIT構成研修を受けた者でチームを作り、災害の急性期(概ね48時間以内)に活動的に活動し、病院支援、域内搬送、現場活動、広域医療搬送等の活動を行う災害派遣医療チーム。	関係機関の意見 に基づく修正																								
173	資料編 【指定(地方)公共機関等】 機関名 関係機関連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【指定(地方) 公共機関等】</th> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話・FAX</th> <th>電話・FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所</td> <td>666-0153 川西市一庫字青松4-1</td> <td>独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所</td> <td>666-0153 川西市一庫字青松4-1</td> <td>TEL 072-794-6671 FAX 072-794-6590</td> <td>TEL 072-794-6671 FAX 072-794-6590</td> </tr> <tr> <td>関西電力燃飯神宮発電所 生炭貯蔵サービスセンター</td> <td>666-0833 生炭貯蔵の街3番20号</td> <td>関西電力株式会社 愛神事業所</td> <td>660-4805 尼崎市西淡路2丁目3番60号</td> <td>TEL 0800-777-8043 FAX 078-220-0993</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪ガス営業事務部 兵庫管部 設備改善チーム</td> <td>660-0046 神戸市中央区港島中町4丁目5-8</td> <td>大阪ガス営業事務部 兵庫管部</td> <td>660-0046 神戸市中央区港島中町4丁目5-3</td> <td>TEL 078-303-7759 FAX 078-303-7757</td> <td>TEL 078-303-7759 FAX 078-303-7757</td> </tr> </tbody> </table>	【指定(地方) 公共機関等】		機関名	所在地	電話・FAX	電話・FAX	独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	666-0153 川西市一庫字青松4-1	独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	666-0153 川西市一庫字青松4-1	TEL 072-794-6671 FAX 072-794-6590	TEL 072-794-6671 FAX 072-794-6590	関西電力燃飯神宮発電所 生炭貯蔵サービスセンター	666-0833 生炭貯蔵の街3番20号	関西電力株式会社 愛神事業所	660-4805 尼崎市西淡路2丁目3番60号	TEL 0800-777-8043 FAX 078-220-0993		大阪ガス営業事務部 兵庫管部 設備改善チーム	660-0046 神戸市中央区港島中町4丁目5-8	大阪ガス営業事務部 兵庫管部	660-0046 神戸市中央区港島中町4丁目5-3	TEL 078-303-7759 FAX 078-303-7757	TEL 078-303-7759 FAX 078-303-7757	関係機関の意見 に基づく修正
【指定(地方) 公共機関等】		機関名	所在地	電話・FAX	電話・FAX																						
独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	666-0153 川西市一庫字青松4-1	独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	666-0153 川西市一庫字青松4-1	TEL 072-794-6671 FAX 072-794-6590	TEL 072-794-6671 FAX 072-794-6590																						
関西電力燃飯神宮発電所 生炭貯蔵サービスセンター	666-0833 生炭貯蔵の街3番20号	関西電力株式会社 愛神事業所	660-4805 尼崎市西淡路2丁目3番60号	TEL 0800-777-8043 FAX 078-220-0993																							
大阪ガス営業事務部 兵庫管部 設備改善チーム	660-0046 神戸市中央区港島中町4丁目5-8	大阪ガス営業事務部 兵庫管部	660-0046 神戸市中央区港島中町4丁目5-3	TEL 078-303-7759 FAX 078-303-7757	TEL 078-303-7759 FAX 078-303-7757																						